#### (別紙4)

居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給について(平成12年老企第42号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後

改 正 前

居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について

居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給について

#### 1 住宅改修費の支給限度額

#### (1)支給限度基準額

住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なものとしたところであり、これらに通常要する費用を勘案して、基準額告示において、居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び介護予防住宅改修費支給限度基準額を20万円としたところである。

このため、20万円までの住宅改修を行うことが可能であり、20万円の住宅改修を行った場合、通常、保険給付の額は18万円となるものである。

## (2)支給限度額管理

支給限度額と要介護状態区分等との関係

基準額告示においては、居宅介護住宅改修費支給限度基準額は要介護状態区分にかかわらず定額(20万円)とし、介護予防住宅改修費支給限度基準額も同額としたところである。また、施行規則第76条第1項及び第95条の規定により、居宅介護住宅改修費の支給と介護予防住宅改修費の支給は、同一の支給限度額で統一的に管理される。すなわち、要介護状態区分が変更された場合、要介護者が要支援者になった場合又は要支援者が要介護者になった場合であっても、それをもって支給限度額に変更があるわけではなく、支給限度額は、以前に支給された住宅改修費の額を支給限度基準額(20万円)から控除した額となる。

また、平成18年4月1日前に居宅支援住宅改修費が支給されている場合には、その支給額は「以前に支給された住宅改修費の額」に算入され、 支給限度額は、支給限度基準額(20万円)からこれを控除した額となる。 ただし、施行規則第76条第2項の規定及び特例告示により、過去にお

### 1 住宅改修費の支給限度額

### (1)支給限度基準額

住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なものとしたところであり、これらに通常要する費用を勘案して、基準額告示において、居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額を20万円としたところである。

このため、20万円までの住宅改修を行うことが可能であり、20万円の住宅改修を行った場合、通常、保険給付の額は18万円となるものである。

### (2)支給限度額管理

支給限度額と要介護状態区分等との関係

基準額告示においては、居宅介護住宅改修費支給限度基準額は要介護状態区分にかかわらず定額(20万円)とし、居宅支援住宅改修費支給限度基準額も同額としたところである。また、施行規則第76条第1項及び第95条の規定により、居宅介護住宅改修費の支給と居宅支援住宅改修費の支給は、同一の支給限度額で統一的に管理される。すなわち、要介護状態区分が変更された場合、要介護者が要支援者になった場合又は要支援者が要介護者になった場合であっても、それをもって支給限度額に変更があるわけではなく、支給限度額は、以前に支給された住宅改修費の額を支給限度基準額(20万円)から控除した額となるものである。

ただし、施行規則第76条第2項の規定及び特例告示により、過去にお

いて最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して介護の必要の程度が著しく高い要介護認定を受けている状態<u>(次に掲げる要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合</u>で行った住宅改修について、初めて住宅改修費の支給を受ける場合には、それ以前に支給された住宅改修費の額にかかわらず、改めて支給限度基準額(20万円)までの住宅改修費の支給を受けることが可能となる。なお、この取扱いは1回に限られる。

「介護の必要 の程度」の段 階	<u>要介護等状態区分</u>
第六段階	<u>要介護 5</u>
第五段階	<u>要介護 4</u>
第四段階	<u>要介護 3</u>
第三段階	<u>要介護 2</u>
第二段階	要支援 2 又は 要介護 1
第一段階	要支援 1 又は 経過的要介護(平成18年 4月1日以降) 要支援(平成18年4月1日前)

### 転居した場合の支給限度額管理

支給限度額管理は、施行規則第76条第1項及び第95条の規定により、 現に居住している住宅に係る住宅改修費のみを対象として行うこととして おり、当該住宅以外の住宅について支給された住宅改修費については、支 給限度額管理の対象とはならない。よって、転居した場合には改めて支給 限度基準額までの住宅改修費の支給を受けることが可能となる。

(注)これらの具体的取扱いについて別紙<u>1</u>として解説を作成したので活用されたい。

いて最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点と比較して介護 の必要の程度が著しく高い要介護認定を受けている状態(要支援及び要介 護状態区分が3段階以上上がった場合)で行った住宅改修について、初め て住宅改修費の支給を受ける場合には、それ以前に支給された住宅改修費 の額にかかわらず、改めて支給限度基準額(20万円)までの住宅改修費 の支給を受けることが可能となる。なお、この取扱いは1回に限られる。

### 転居した場合の支給限度額管理

支給限度額管理は、施行規則第76条第1項及び第95条の規定により、 現に居住している住宅に係る住宅改修費のみを対象として行うこととして おり、当該住宅以外の住宅について支給された住宅改修費については、支 給限度額管理の対象とはならない。よって、転居した場合には改めて支給 限度基準額までの住宅改修費の支給を受けることが可能となる。

(注)これらの具体的取扱いについて<u>別紙</u>として解説を作成したので活用されたい。

#### 2 住宅改修費の支給申請

### (1)事前申請

被保険者は、住宅改修を行おうとする前に、以下の申請書又は書類の一部を市町村に提出することとなるが、市町村は、「利用者保護」の観点から、これらの提出される書類で当該住宅改修が保険給付として適当なものかどうかを確認し、被保険者に対して、その確認結果を事前に教示することとする。

その際、市町村は、被保険者の誤解を招くことのないよう、住宅改修完 了後に行われる住宅改修費の支給決定とは異なるものであることを合わせ て説明する必要がある。

一申請書(施行規則第75条第1項<u>第1号及び第2号</u>、第94条第1項<u>第</u>1号及び第2号)

第1号の「住宅改修の内容、箇所及び規模」は、改修を<u>行う</u>工事種別(種類告示の第1号から第5号までの別)ごとに、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を記載することとするが、「当該申請に係る住宅改修の予定の状態が確認できるもの」においてこれらの内容が明らかにされている場合には、工事種別のみを記載することとして差し支えない。

また、第2号の「住宅改修に要する費用の見積もり」は、住宅改修費の 支給対象となる費用の見積もりであって、その内訳がわかるよう、材料費、 施工費、諸経費等を適切に区分したものとする。また、必要に応じて、こ の見積もりが適切に算出されたものであることがわかるよう、その算出方 法を明示させることとする。

<u>住宅改修が必要な理由書(施行規則第75条第1項第3号、第94条第</u>1項第3号)

第3号の「住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの」は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載するもので、別紙2の様式を標準とする。

また、当該書類を作成する者は、基本的には居宅サービス計画又は介護

#### 2 住宅改修費の支給申請

住宅改修費の支給申請に当たっては、下記の書類を市町村に提出することとされているので留意されたい。

(1)申請書(施行規則第75条第1項及び第94条第1項)

第1号の「住宅改修の内容、箇所及び規模」は、改修を<u>行った</u>工事種別(種類告示の第1号から第5号までの別)ごとに、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を記載することとするが、<u>領収証に添付する工事費内訳書において</u>これらの内容が明らかにされている場合には、工事種別のみを記載することとして差し支えない。

予防サービス計画を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員(以下「介護支援専門員等」という。)とするが、市町村が行う福祉用具・住宅改修支援事業等として、住宅改修についての相談、助言等を行っている福祉、保健・医療又は建築の専門家も含まれるものである。ただし、当該書類を作成しようとする者が、当該住宅改修に係る被保険者の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成している者と異なる場合は、十分に連絡調整を行うことが必要である。

なお、介護支援専門員等が当該書類を作成する業務は居宅介護支援事業 又は介護予防支援事業の一環であるため、被保険者から別途費用を徴収す ることはできない。また、介護支援専門員等が、自ら住宅改修の設計・施 工を行わないにもかかわらず被保険者から住宅改修の工事を請け負い、住 宅改修の事業者に一括下請けさせたり、住宅改修事業者から仲介料・紹介 料を徴収したりすること等は認められない。

<u>住宅改修の予定の状態が確認できるもの(施行規則第75条第1項第4</u>号、第94条第1項第4号)

第4号の「住宅改修の予定の状態が確認できるもの」とは、便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後の予定の状態を写真や簡単な図で示したものとする。

### (2)事後申請

被保険者が住宅改修を完了し、次に掲げる書類を市町村に提出したとき には、市町村は、事前に提出された書類との確認、工事が行われたかどう かの確認を行い、当該住宅改修費の支給が必要と認めた場合、住宅改修費 の支給を決定する。

<u>「住宅改修に要した費用」(施行規則第75条第1項第5号、第94条</u> 第1項第5号)

「住宅改修に要した費用」については、住宅改修費の支給対象となる住宅改修費の費用とする。

\_\_領収証<u>(施行規則第75条第1項第6号、第94条第1項第6号)</u> 第<u>6</u>号の「住宅改修に要した費用に係る領収証」には、工事費内訳書も 添付する。工事費内訳書は、工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、

また、第2号の「住宅改修に要した費用」については、住宅改修費の支給対象となる住宅改修の費用とする。

## (2)添付書類(施行規則第75条第2項及び第94条第2項)

\_\_\_領収証

第<u>1</u>号の「住宅改修に要した費用に係る領収証」には、工事費内訳書も 添付する。工事費内訳書は、工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、 材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとする。

なお、領収証は住宅改修費の支給対象とならない工事等の費用を含めた 費用を記載して差し支えないが、この場合、「住宅改修に要した費用」が 種類告示の第1号から第6号までに掲げる住宅改修に要した費用として適 切に算出されたものであることがわかるよう、工事費内訳書において算出 方法を明示するものとする。

完成後の状態を確認できる書類等(施行規則第75条第1項第7号、第94条第1項第7号)

第7号の「住宅改修の完成後の状態を確認できる書類等」とは、便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるものとする。

\_\_住宅の所有者の承諾書(施行規則第75条第3項及び第94条第3項) 当該住宅改修を行った被保険者と、住宅の所有者が異なる場合は、当該 住宅改修についての所有者の承諾書が必要であるので留意されたい。

材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとする。

なお、領収証は住宅改修費の支給対象とならない工事等の費用を含めた 費用を記載して差し支えないが、この場合、<u>申請書に記載された</u>「住宅改 修に要した費用」が種類告示の第1号から第6号までに掲げる住宅改修に 要した費用として適切に算出されたものであることがわかるよう、工事費 内訳書において算出方法を明示するものとする。

### 住宅改修が必要な理由書

第2号の「住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの」は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載する。

また、当該書類を作成する者は、基本的には介護支援専門員とするが、 市町村が行う住宅改修指導事業(リフォームへルパー事業)等として、住 宅改修についての相談、助言等を行っている福祉、保健・医療又は建築の 専門家も含まれるものである。ただし、当該書類を作成しようとする者が、 当該住宅改修に係る被保険者の居宅サービス計画を作成している介護支援 専門員と異なる場合は、当該介護支援専門員と十分に連絡調整を行うこと が必要である。

なお、介護支援専門員が当該書類を作成する業務は居宅介護支援事業の一環であるため、被保険者から別途費用を徴収することはできない。また、介護支援専門員又は居宅介護支援事業者が、自ら住宅改修の設計・施工を行わないにもかかわらず被保険者から住宅改修の工事を請け負い、住宅改修の事業者に一括下請けさせたり、住宅改修事業者から仲介料・紹介料を徴収したりすること等は認められない。

#### 完成後の状態を確認できる書類等

第<u>3</u>号の「住宅改修の完成後の状態を確認できる書類等」とは、便所、 浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則と して撮影日がわかるものとする。

(3)住宅の所有者の承諾書(施行規則第75条第3項及び第94条第3項) 当該住宅改修を行った被保険者と、住宅の所有者が異なる場合は、当該 住宅改修についての所有者の承諾書が必要であるので留意されたい。

## (3)やむ得ない事情がある場合の手続き(施行規則第75条第2項、第 9 4 条第 2 項 )

やむ得ない事情がある場合とは、入院又は入所者が退院又は退所後の住 宅での受け入れのため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合等、 住宅改修を行おうとするときに申請を行うことが制度上困難な場合等をい う。

また、平成18年4月1日前に住宅改修に着工した場合についても、当該や む得ない事情がある場合に該当するものである。

なお、事前申請制度が定着する当分の間、事前に申請がなかった住宅改 修についても、当分の間、「やむ得ない事情がある場合」として、経過的 に保険者の判断で運用することは差し支えない。

#### 3 住宅改修費の算定上の留意事項

#### (1)住宅改修の設計及び積算の費用

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改 修の費用として取り扱うが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用 については住宅改修費の支給対象とならないものである。

## (2)新築又は増改築の場合

住宅の新築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象と ならないものである。

また、増築の場合は、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対 象とならないが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の 拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り換える場合等は、それぞれ「手す りの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ 住宅改修費の支給対象となり得るものである。

## (3)住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行わ れた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支 給対象となる費用を算出する。

## (4)被保険者等自らが住宅改修を行った場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により 住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とする

#### 3 住宅改修費の算定上の留意事項

### (1)住宅改修の設計及び積算の費用

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改 修の費用として取り扱うが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用 については住宅改修費の支給対象とならないものである。

## (2)新築又は増改築の場合

住宅の新築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象と ならないものである。

また、増築の場合は、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対 象とならないが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の 拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り換える場合等は、それぞれ「手す りの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ 住宅改修費の支給対象となり得るものである。

## (3)住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行わ れた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支 給対象となる費用を算出する。

## (4)被保険者等自らが住宅改修を行った場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により 住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とする ものである。この場合、施行規則第75条第1項第6号及び第94条第1|ものである。この場合、施行規則第75条第2項第1号及び第94条第2 項第6号の「住宅改修に要した費用に係る領収証」は、材料を販売した者が発行したものとし、これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族等が作成することとする。なお、この場合であっても、必要となる書類に変更はないので留意されたい。

#### (5)一の住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

一の住宅に複数の被保険者が居住する場合においては、住宅改修費の支 給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修 費の支給申請を行うことが可能である。ただし、一の住宅について同時に 複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、当該住宅改修のうち、 各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行 うものとする。したがって、例えば被保険者が2人いる場合において、各 自の専用の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に 係る住宅改修費の支給申請を行うことが可能であるが、共用の居室につい て床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うことと なる。

#### 4 支援体制等の整備

#### (1)支援体制の整備

住宅改修は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、住宅改修の予算等を総合的に勘案することが必要であり、福祉用具と同様に個別性が強いものである。また、ひとたび住宅改修を行うと、簡単に修正できるものではないことから、2の(1)で事前に提出される申請書又は書類により、当該申請に係る住宅改修が保険給付として適当なものかどうかを確認し、事前に被保険者に対して、その確認結果を教示するとともに、被保険者からの事前の相談に対し適切な助言等を行うことができるよう、市町村は、都道府県、関係機関、関係団体、居宅介護支援事業者等とも連携を図り、住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者等による支援体制を整備することが望ましい。

なお、市町村は、地域支援事業の一つである福祉用具・住宅改修支援事業として相談、助言等の事業、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費を助成する事業を行うことが可能である。

## (2)事業者に係る情報提供

項第1号の「住宅改修に要した費用に係る領収証」は、材料を販売した者が発行したものとし、これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族等が作成することとする。なお、この場合であっても、住宅改修が必要な理由書、完成後の状態を確認できる書類等は必要であるので留意されたい。

#### (5)一の住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

一の住宅に複数の被保険者が居住する場合においては、住宅改修費の支 給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修 費の支給申請を行うことが可能である。ただし、一の住宅について同時に 複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合は、当該住宅改修のうち、 各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行 うものとする。したがって、例えば被保険者が2人いる場合において、各 自の専用の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に 係る住宅改修費の支給申請を行うことが可能であるが、共用の居室につい て床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うことと なる。

#### 4 支援体制等の整備

#### (1)支援体制の整備

住宅改修は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、住宅改修の予算等を総合的に勘案することが必要であり、福祉用具と同様に個別性が強いものである。また、ひとたび住宅改修を行うと、簡単に修正できるものではないことから、被保険者からの事前の相談に対し適切な助言等を行うことができるよう、市町村は、都道府県、関係機関、関係団体、居宅介護支援事業者等とも連携を図り、住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者等による支援体制を整備することが望ましい。

なお、市町村は、<u>介護予防・生活支援事業の一つである住宅改修指導事</u> 業として相談、助言等の事業を行うことが可能である。

## (2)事業者に係る情報提供

被保険者が住宅改修の事業者を適切に選択できるよう、市町村は住宅改修の事業者に関する情報を提供することが重要である。特に、高齢者の住宅改修は一般の住宅改修と異なり、高齢者の心身の状況等を勘案すること、要介護状態の変化にも適切に対応していくこと等が求められるため、事業者に関し、高齢者の住宅改修の実績や、アフターサービスの方針等の情報についても提供するよう留意することとされたい。

#### (3)事業者等に対する研修事業の実施

適切な住宅改修が行えるよう、住宅改修の事業者の育成も重要であり、 関係機関、関係団体等の協力を得て、都道府県又は市町村が研修事業を行 うことが望ましい。

#### (4)事業者に対する質問・検査等

市町村は、住宅改修の支給に関して必要あると認めるときは、法第45条第8項、法第57条8項の規定により、住宅改修を行う者又は住宅改修を行った者に対して、報告、帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、関係者への出頭を求め、又は事業所へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができることとされている。

## 5 市町村における介護保険とは別の住宅改修に関する助成制度

一部の市町村においては、法施行前から住宅改修について助成事業が行われているところであるが、法施行後も、法における住宅改修費の支給対象外の工事及びその費用が支給限度基準額を超えて行われる工事について、助成を行うことは可能である。

ただし、法に基づく住宅改修費の支給対象となる住宅改修を助成対象とする場合、法に基づく住宅改修費の支給を確実に優先させるためには、これを超える分について地方公共団体の単独事業として助成する旨の調整規定を、当該事業の根拠である条例等に盛り込むことが必要である。

# (別紙<u>1</u>)

住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取扱いに関する解説

被保険者が住宅改修の事業者を適切に選択できるよう、市町村は住宅改修の事業者に関する情報を提供することが重要である。特に、高齢者の住宅改修は一般の住宅改修と異なり、高齢者の心身の状況等を勘案すること、要介護状態の変化にも適切に対応していくこと等が求められるため、事業者に関し、高齢者の住宅改修の実績や、アフターサービスの方針等の情報についても提供するよう留意することとされたい。

#### (3)事業者等に対する研修事業の実施

適切な住宅改修が行えるよう、住宅改修の事業者の育成も重要であり、 関係機関、関係団体等の協力を得て、都道府県又は市町村が研修事業を行 うことが望ましい。

## 5 市町村における介護保険とは別の住宅改修に関する助成制度

一部の市町村においては、法施行前から住宅改修について助成事業が行われているところであるが、法施行後も、法における住宅改修費の支給対象外の工事及びその費用が支給限度基準額を超えて行われる工事について、助成を行うことは可能である。

ただし、法に基づく住宅改修費の支給対象となる住宅改修を助成対象とする場合、法に基づく住宅改修費の支給を確実に優先させるためには、これを超える分について地方公共団体の単独事業として助成する旨の調整規定を、当該事業の根拠である条例等に盛り込むことが必要である。

## (別紙)

住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取扱いに関する解説

(1)要介護等状態区分<u>を基準として定める「介護の必要の程度」の段階</u>が3段階以上上がった場合

#### 例外 1

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として次表に定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に、再度、20万円まで支給可能(以下「3段階リセットの例外」という。)

「介護の必要の 程度」の段階	<u>要介護等状態区分</u>
第六段階	<u>要介護 5</u>
第五段階	<u>要介護 4</u>
第四段階	<u>要介護 3</u>
第三段階	<u>要介護 2</u>
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1 又は 経過的要介護 <u>旧要支援</u>

- ・したがって、要支援1から要介護2となった場合、要介護等状態区 分は3段階上がるものの、「介護の必要の程度」の段階は2段階しか 上がっておらず、3段階リセットの例外は適用されない。
- ・<u>「介護の必要の程度」の段階は</u>3段階以上上がっても自動的に3段階リセットの例外が適用されるのではなく、その時点で住宅改修を行わない場合は適用されない。
- ・3段階リセットの例外が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度額は20万円となり、支給限度額管理もリセット後のみで行われる。

(1)要介護等状態区分が3段階以上上がった場合

### 例外 1

・初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区 分<u>を基準として</u>3段階以上要介護等状態区分が上がった場合に、再度、 20万円まで支給可能(以下「3段階リセットの例外」という。)

- ・<u>基準となる要介護等状態区分から</u>3段階以上上がっても自動的に3段階リセットの例外が適用されるのではなく、その時点で住宅改修を行わない場合は適用されない。
- ・3段階リセットの例外が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度額は20万円となり、支給限度額管理もリセット後のみで行われる。

- ・3段階リセットの例外は一の被保険者につき1回しか適用されな ll.
- ・ただし転居した場合(例外2参照)は、転居後の住宅改修に着目し 3段階リセットの例外が適用される。

初めて住宅改修に着工した日の要介護等状態区分を基準として、「介護の 必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合(次の14通り)は再度2 0万円まで住宅改修費が支給可能となる。

<u>旧要支援</u>	_ _ _	要介護 3 要介護 4 要介護 5
要支援 1	_ _ _	要介護 3 要介護 4 要介護 5
<u>要支援 2</u>	_	<u>要介護 4</u> 要介護 5
<u>経過的要介護</u>	_ _ _	要介護 3 要介護 4 要介護 5
<u>要介護 1</u>		<u>要介護 4</u> 要介護 5
要介護 2		要介護 5

ただし、この3段階以上というのは、着工日の要介護等状態区分を比較 するものであり、その他の要介護等状態区分の履歴は関係ないことに留意│するものであり、その他の要介護等状態区分の履歴は関係ないことに留意

- ・3段階リセットの例外は一の被保険者につき1回しか適用されな ll.
- ・ただし転居した場合(例外2参照)は、転居後の住宅改修に着目し て3段階リセットの例外が適用される。

要介護等状態区分とは、要支援と要介護状態区分を合わせた6区分 をいう。

初めて住宅改修に着工した日の要介護等状態区分を基準として、要介護等 状態区分が3段階以上上がった場合(次の6通り)は再度20万円まで住 宅改修費が支給可能となる。

要支援 要介護3 要介護4 要介護5

要介護1 要介護4 要介護 5

要介護 2 要介護5

ただし、この3段階以上というのは、着工日の要介護等状態区分を比較

されたい。

したがって、 初めて認定された要介護等状態区分、例えば、要支援 1 と認定されたもののその時点では住宅改修を行わず、要介護1となってか ら初めて住宅改修を行った場合は、要介護1を基準として「介護の必要の 程度」の段階が3段階以上上がった場合に再度20万円まで支給が可能と なる。

住宅改修以前に認定されていた状態区分はじめて住宅改修に着工する日の状態区分

再度住宅改修に着工する日の状態区分

20 万円まで利用 要介護 1 要支援1

★ 利用不可 再度 20 万円まで利用 要介護3 要介護4

(第一段階) (第二段階) (第四段階) (第五段階)

一方、 要支援2のときに初めて住宅改修に着工し、その後要介護4の認 定を受けたもののこの時点では再度の住宅改修を行わず、後に要介護3と 変更された場合には、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上という要 件を満たしていないため3段階リセットの例外は適用されない。この場合、 再び要介護4又は要介護5の認定がなされれば、再度20万円まで支給が 可能となる。

はじめて住宅改修に着工する日の状態区分

再度住宅改修に着工する日の状態区分

20 万円まで利用 要支援 2 (住宅改修着工せず) 要介護 4

★ 利用不可 要介護3 再度 20 万円まで利用 要介護4

(第二段階)

(第五段階)

(第四段階)

(第五段階)

さらに、 要介護1の時に初めて住宅改修に着工し10万円の住宅改修費 の支給を受け、その後要介護3の時点でも10万円の住宅改修費の支給を 受けた場合であっても、要介護4となった場合、初めて住宅改修を行った 要介護1を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階上がっている ため、再度20万円までの支給が可能となるが、逆に 要介護3の時に初 めて住宅改修に着工し10万円の住宅改修費の支給を受け、その後要介護 1の時点で10万円の住宅改修費の支給を受けた場合は、初めて住宅改修 を行った要介護3が基準となるので、要介護4となった場合でも再度の住 宅改修費の支給はできないこととなる。

はじめて住宅改修に着工する日の状態区分

追加の住宅改修

再度住宅改修に着工する日の状態区分

されたい。

したがって、初めて認定された要介護等状態区分、例えば、要支援と 認定されたもののその時点では住宅改修を行わず、要介護 1 となってから 初めて住宅改修を行った場合は、要介護1を基準として要介護等状態区分 が3段階以上上がった場合に再度20万円まで支給が可能となる。

住宅改修以前に認定されていた状態区分 はじめて住宅改修に着工する日の状態区分

再度住宅改修に着工する日の状態区分

20 万円まで利用

★ 利用不可

再度 20 万円まで利用

要支援

要介護 1

要介護3

要介護4

一方、 要介護1のときに初めて住宅改修に着工し、その後要介護4の認 定を受けたもののこの時点では再度の住宅改修を行わず、後に要介護3と 変更された場合には、3段階以上という要件を満たしていないため3段階 リセットの例外は適用されない。この場合、再び要介護4又は要介護5の 認定がなされれば、再度20万円まで支給が可能となる。

はじめて住宅改修に着工する日の状態区分

再度住宅改修に着工する日の状態区分

20 万円まで利用

(住宅改修着工せず)

★ 利用不可

再度 20 万円まで利用 要介護 4

要介護 1 要介護3 要介護4

さらに、 要介護1の時に初めて住宅改修に着工し10万円の住宅改修費 の支給を受け、その後要介護3の時点でも10万円の住宅改修費の支給を 受けた場合は、初めて住宅改修を行った要介護1を基準として要介護等状 熊区分が3段階上がり要介護4となった場合、再度20万円までの支給が 可能となるが、逆に 要介護3の時に初めて住宅改修に着工し10万円の 住宅改修費の支給を受け、その後要介護1の時点で10万円の住宅改修費 の支給を受けた場合は、初めて住宅改修を行った要介護3が基準となるの で、要介護4となった場合でも再度の住宅改修費の支給はできないことと なる。

はじめて住宅改修に着工する日の状態区分

追加の住宅改修

再度住宅改修に着工する日の状態区分

10 万円まで利用 残りの 10 万円を利用 再度 20 万円まで利用 要介護 1 要介護3 要介護4 (第二段階) (第四段階) (第五段階) はじめて住宅改修に着工する日の状態区分 追加の住宅改修 残りの 10 万円を利用 ★ 利用不可 10 万円まで利用 要介護3 要介護 1 要介護4 (第四段階) (第二段階) (第五段階)

また、以前の住宅改修で20万円まで支給を受けておらず支給可能残額があっても、支給可能残額はリセットされ、再度の住宅改修の支給限度額は20万円となる。したがって、要介護1の時に12万円の支給を受け、その後要介護4で住宅改修を行った場合は、支給可能残額の8万円はリセットされることとなり、20万円が支給限度額となる。

 はじめて住宅改修に着工する日の状態区分
 再度住宅改修に着工する日の状態区分

 12 万円まで利用
 20 万円まで利用可能

 要介護 1
 (これまでの支給可能残態 8 万円はリセット)

 要介護 1
 要介護 4

 (第二段階)
 (第五段階)

ひとたび3段階リセットの例外が適用されると、その後の要介護等状態区分の変化にかかわらずリセット後で支給限度額管理がなされる。 要介護1の時に12万円の住宅改修を行い、その後要介護4で15万円の再度の住宅改修を行った場合、さらにその後要介護3となっても支給限度額管理はリセット後で行われるため5万円までの住宅改修費の支給が可能となる。なお、要介護1のときの支給可能残額8万円はすでにリセットされており、復活することはない。

 はじめて住宅改修に着工する日の状態区分
 再度住宅改修に着工する日の状態区分
 5万円まで利用
 5万円まで利用可能

 12 万円まで利用
 1 5 万円まで利用
 5万円まで利用可能

 (これまでの支給可能残額 8 万円は**リセット**)
 要介護 1
 要介護 3

 (第二段階)
 (第五段階)
 (第四段階)

 10 所まで網
 残りの 10 所を利用
 聴 20 所まで利用

 要介護 1
 要介護 3
 要介護 4

 はじめて住宅改修に着工する日の状態区分<br/>10 所まで利用<br/>要介護 3
 追加の住宅改修<br/>残りの 10 所を利用<br/>要介護 1
 ※利用不可<br/>要介護 4

また、以前の住宅改修で20万円まで支給を受けておらず支給可能残額があっても、支給可能残額はリセットされ、再度の住宅改修の支給限度額は20万円となる。したがって、要介護1の時に12万円の支給を受け、その後要介護4で住宅改修を行った場合は、支給可能残額の8万円はリセットされることとなり、20万円が支給限度額となる。

はじめて住宅改修に着工する日の状態区分再度住宅改修に着工する日の状態区分12 万円まで利用20 万円まで利用可能要介護 1要介護 4

ひとたび3段階リセットの例外が適用されると、その後の要介護等状態区分の変化にかかわらずリセット後で支給限度額管理がなされる。 要介護1の時に12万円の住宅改修を行い、その後要介護4で15万円の再度の住宅改修を行った場合、さらにその後要介護3となっても支給限度額管理はリセット後で行われるため5万円までの住宅改修費の支給が可能となる。なお、要介護1のときの支給可能残額8万円はすでにリセットされており、復活することはない。

はじめて住宅改修に着工する日の状態区分再度住宅改修に着工する日の状態区分12 万円まで利用15 万円まで利用(これまでの支給可能残額 8 万円はリセット)要介護 1

3 段階リセットの例外は、一の被保険者につき1回限りであり、 再び「介│3 段階リセットの例外は、一の被保険者につき1回限りであり、 再び要 護の必要の程度」の段階が3段階以上上がっても適用されない。

はじめて住宅改修に着工する日の状態区分の再度住宅改修に着工する日の状態区分

20 万円まで利用

20万円まで利用

**>** 利用不可

要支援 1

要介護3 要介護 2 要介護 5

再度 20 万円まで利用可能

要介護4

(第五段階)

(第一段階) (第四段階) (第三段階) (第六段階)

(2)転居した場合

#### 例外 2

- ・転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関 係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能(以下「転居リ セットの例外」という。)
- ・3段階リセットの例外は転居後の住宅のみに着目して適用 (転居リセットの例外が優先)
- ・転居前の住宅に再び転居した場合は転居前住宅に係る支給状況が復 活

転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況のいかんにか かわらず、転居後の住宅について20万円まで住宅改修費の支給が可能と なる。また、 3段階リセットの例外も転居後の住居について初めて住宅 改修に着工する日の要介護等状態区分を基準とする。

> 転居前住宅 転居後住宅 20 万円まで利用 20万円まで利用

さらに、転居前の住宅に再び戻った場合は転居前住宅に係る支給状況が 復活し、転居リセットはなかったものとして取り扱うこととなり、したが って、3段階リセットの例外で基準となる要介護等状態区分も過去のもの が適用されることとなる。

介護等状態区分が3段階以上上がっても適用されない。

はじめて住宅改修に着工する日の状態区分 再度住宅改修に着工する日の状態区分

20 万円まで利用

20万円まで利用 要支援

要介護3

★ 利用不可 要介護 2

要介護 5

3 段階

3 段階

(2)転居した場合

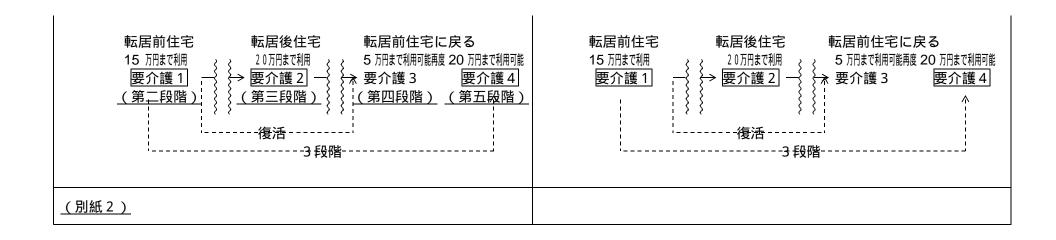
#### 例外 2

- ・転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関 係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能(以下「転居リ セットの例外」という。)
- ・3段階リセットの例外は転居後の住宅のみに着目して適用 (転居リセットの例外が優先)
- ・転居前の住宅に再び転居した場合は転居前住宅に係る支給状況が復 活

転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況のいかんにか かわらず、転居後の住宅について20万円まで住宅改修費の支給が可能と なる。また、 3段階リセットの例外も転居後の住居について初めて住宅 改修に着工する日の要介護等状態区分を基準とする。

> 転居前住宅 転居後住宅 20 万円まで利用 20万円まで利用 再度 20 万円まで利用可能 要介護4 3 段階

さらに、 転居前の住宅に再び戻った場合は転居前住宅に係る支給状況が 復活し、転居リセットはなかったものとして取り扱うこととなり、したが って、3段階リセットの例外で基準となる要介護等状態区分も過去のもの が適用されることとなる。



- 14 -

住宅改	修が』	必要な	理由書
-----	-----	-----	-----

(P1)

<基本情報>

利用者	被保険者 番号		年齢		ŧ	生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日	性別		身	号	\$	ζ
	被保険者 氏名		要介護認定 (該当に )			要支援	要介護									
						1 · 2	経過	的	1	•	2 .	3	•	4	•	5
	住所															

	現地確認日		平成	年	月	日	作成日	平成	年	月	日	
作	所属事業所											
作成者	資格 (作成者が介護支援専門 員でないとき)											
	氏名											
	連絡先											

<総合的状況>

	福祉用具の利	用状況。	٢
	住宅改修後の想定	改修前	改修後
利用者の身体状況	車いす		
利用有の身体が近	特殊寝台		
	床ずれ防止用具		
	体位变换器		
	手すり		
	スロープ		
介護状況	步行器		
	歩行補助つえ		
	認知症老人徘徊感知機器		
	移動用リフト		
	腰掛便座		
	特殊尿器		
	入浴補助用具		
<b>分字为物</b> 1- F 12	簡易浴槽		
住宅改修により、 利用者等は日常生活	その他		
が用有等は口吊主店 をどう変えたいか			

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

活動	①改善をしようと している生活動作 ■	② ①の具体的な困難な状況(…なの → で …で困っている)を記入してください ■	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、 → 改修の方針(・・することで ・・が改善できる)を記入してください	④ 改修項目(改修箇所)
排泄	□ トイレまでの移動 □ トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) □ 便器からの立ち座り(移乗を含む) □ 衣服の着脱 □ 排泄時の姿勢保持 □ 後始末		<ul> <li>□ できなかったことをできるようにする</li> <li>□ 転倒等の防止、安全の確保</li> <li>□ 動作の容易性の確保</li> <li>□ 利用者の精神的負担や不安の軽減</li> <li>□ 介護者の負担の軽減</li> <li>□ その他(</li> </ul>	<ul><li>□ 手すりの取付け</li><li>( )</li><li>( )</li><li>( )</li></ul>
入浴	□ 浴室までの移動 □ 衣服の着脱 □ 次室出入口の出入 (扉の開閉を含む) □ 浴室内での移動(立ち座りを含む) □ 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) □ 浴槽の出入(立ち座りを含む) □ 浴槽内での姿勢保持 □ その他( )		<ul> <li>できなかったことをできるようにする</li> <li>転倒等の防止、安全の確保</li> <li>動作の容易性の確保</li> <li>利用者の精神的負担や不安の軽減</li> <li>介護者の負担の軽減</li> <li>その他(</li> </ul>	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
外出	□ 出入口までの屋内移動 □ 上がりかまちの昇降 □ 車いす等、装具の着脱		<ul> <li>□ できなかったことをできるようにする</li> <li>□ 転倒等の防止、安全の確保</li> <li>□ 動作の容易性の確保</li> <li>□ 利用者の精神的負担や不安の軽減</li> <li>□ 介護者の負担の軽減</li> <li>□ その他(</li> </ul>	□ 引き戸等への扉の取替え ( ) ( ) □ 便器の取替え ( )
その他の活動			□ できなかったことをできる ようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 □ 動作の容易性の確保 □ 利用者の精神的負担や 不安の軽減 □ 介護者の負担の軽減 □ その他(	( ) □ 滑り防止等のための床材の変更 ( ) ( ) □ その他 ( ) ( ) ( ) ( ) ( )